

受理官庁 BY	国立知的所有権センター (ベラルーシ)	附属書 C BY
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ベラルーシ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語, ロシア語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	英語, ロシア語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	2	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁 ² 又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	
受理官庁に支払うべき手数料 ^{3, 4}	通貨: ベラルーシ・ルーブル (BYN) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	BYN 71.05	
国際出願手数料 ⁵	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁵	USD 16	
調査手数料	附属書D (EP) 又は (RU) 参照	
優先権書類の手数料 ⁶	BYN 36.00 35頁までの各優先権書類について BYN 0.60 1通の書類の35頁を超える各頁の追加分	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	BYN 60.90	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合, 出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。
- 2 この官庁は, 国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り, 管轄する。
- 3 ベラルーシ居住者は, 基本価値レートに従うベラルーシ・ルーブル建で手数料を支払う。
- 4 ベラルーシ非居住者は, 基本価値レート及び支払日に適用されるベラルーシ国立銀行が定めた交換レートに従い, ベラルーシ共和国との国際協定に別段の規定がない限り, 米国・ドル, ユーロ, スイス・フラン又はロシア・ルーブル建で手数料を支払う。
- 5 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。
- 6 詳細については <https://www.ncip.by/en/uslugi-i-informaciya/patentno-informacionnye-uslugi/> の “Patent Information Services, Price List” (第6頁, 1.1及び1.3項) を参照。

B Y

国立知的所有権センター
(ベラルーシ) (続き)

B Y

受理官庁は代理人を要求するか？	不 要
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対して手続を行うことが登録されている弁理士
委任状の提出要件の放棄	
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している ⁷
別個の委任状が要求される特別の状況	代理権の変更があった時，すなわち，代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者が受理官庁に対して手続をした時
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している ⁷
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理権の変更があった時，すなわち，代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者が受理官庁に対して手続をした時

⁷ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。